

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、児童扶養手当支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和6年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第二十二条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <p>①児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。</p> <p>③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき児童扶養手当を支給する。</p> <p>④児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 56 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報に関する命令第二条の表81 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報に関する命令第八十三条各号 提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報に関する命令第二条の表17, 20, 42, 90, 125, 155
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

保健福祉部子ども福祉課
郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号099-286-2766

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	システムの名称	児童扶養手当システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム	児童扶養手当システム, 中間サーバー, 統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	所属長	課長 樋渡 真人	課長 平 勝義	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 住所:鹿児島市鴨池新10-1 電話番号:099-286-2766	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 住所:鹿児島市鴨池新10-1 電話番号:099-286-2766	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	所属長	課長 平 勝義	課長 向窪 憲和	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	部署	保健福祉部子ども福祉課	鹿児島県子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	所属長	課長 向窪 憲和	課長 上舞 誠	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	”くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	部署	鹿児島県子ども家庭課	くらし保健福祉部子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	請求先・連絡先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和1年6月24日	法令上の根拠	番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条1号, 同2号, 同3号, 同4号, 同5号, 同6号	照会 番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条1号, 同2号, 同3号, 同4号, 同5号, 同6号 提供 番号法別表第二の項番16, 13, 26, 65, 64, 116	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	請求先・連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第29条1号, 同2号, 同3号, 同4号, 同5号, 同6号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第29条各号	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月2日	4. ②法令上の根拠	照会 番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条1号, 同2号, 同3号, 同4号, 同5号, 同6号 提供 番号法別表第二の項番16, 13, 26, 65, 64, 116	照会 番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条各号 提供 番号法別表第二の項番13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	II 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	部署	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	請求先	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	3. 法令上の根拠	番号法別表第一37 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第29条各号	番号法別表56 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の第29条各号	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	4. ②法令上の根拠	照会 番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条各号 提供 番号法別表第二の項番13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116	照会 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報に関する命令第二条の表81 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報に関する命令第八十三条各号 提供 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報に関する命令第二条の表17, 20, 42, 90, 125, 155	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)